

マイナンバーカードを作ろう！

QRコード付き申請書を使って、郵送 or オンラインで自宅から申請できます。

1月以降、まだマイナンバーカードの交付申請をしていない75歳未満の人（2020年10月31日時点）を対象に、申請用のQRコード付き交付申請書が総務省から送付されます。

QRコード付き交付申請書を使って、郵送やオンラインで自宅からマイナンバーカードの申請をすることができます。マイナンバーカードができあがったらハガキでお知らせしますので、市民課まで受け取りに来てください。

申請手続きをサポートします

「申請書を持っていない」「申請方法がよくわからない」という人を対象に、市民課窓口で顔写真の無料撮影などの申請支援を行っています。
※来庁の際は、予約をおすすめします。
※できあがったカードは簡易書留郵便で受取可。
（郵便物の転送を行っている場合は不可）

【申請に必要な書類】

- ①本人確認書類
 - ※写真付きのものは1点、そうでないものは2点必要です。
 - ※15歳未満の人が申請する場合は、法定代理人（保護者）が本人確認書類を持って、同伴してください。
- ②通知カード ③住民基本台帳カード
 - ※②・③は持っている人のみ

申請・受け取りは、予約がおすすめ

予約専用番号：市民課（内線503）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、窓口の待ち時間を減らし混雑を避けるため、マイナンバーカードの申請や受け取りの予約を受け付けています。（予約の人を優先します）
なお、マイナンバーカードは申請から交付まで約1か月～1か月半かかります。



休日も申請を支援します

市民課休日開庁日

1/24（日）9時～13時

電話予約は、
1月22日（金）までをお願いします。

【業務内容】

- ▼マイナンバーカードの申請支援
- ▼マイナンバーカードの受け取り・更新手続等
- ▼住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本等の発行
- ※住所の異動届は受付できません。

☎ 市民課（内線262、263）

3月（予定）からマイナンバーカードが保険証として利用可能に

3月（予定）から医療機関の受診時や薬局の利用時に、マイナンバーカードが健康保険証として順次利用できるようになります。

ただし、保険証としての登録手続（初回登録）が必要です。政府オンラインシステムの「マイナポータル」から自身で手続ができます。申込方法など、詳しくは問い合わせてください。
※保険課でも初回登録の支援ができます。
右の【登録手続に必要なもの】①を持って、来庁してください。

【登録手続に必要なもの】

- ①マイナンバーカードと4桁の暗証番号
- ②マイナンバーカード読取対応のスマホ（またはPC+ICカードリーダー）
※マイナポータルアプリのインストールが必要

☎ ▼国民健康保険：保険課給付係（内線267、367）
▼後期高齢者医療保険：保険課福祉医療係（内線373、393）

※上記以外の健康保険加入者は、各所管事務所に問い合わせてください。

ご理解とご協力をお願いします

給与支払報告書は1月25日(月)までに提出してください

2020年中に従業員に給与を支払った事業主（個人事業主も含む）は、パート・アルバイト、役員等を含む従業員が1月1日現在居住する市町村に「給与支払報告書」を提出する義務があります。

法令で定められた提出期限は1月31日ですが、五條市では提出期限を1月25日（月）としています。期限までの提出にご協力をお願いします。

☎ 税務課 市民税係（内線256、298）

【重要】

2019年1月に提出された給与所得源泉徴収票が100枚以上であった事業所は、eLTAXまたはCDやDVD等のディスクによる給与支払報告書の提出が義務付けられました。

なお、eLTAXで提出する場合、書面による提出は不要です。該当しない事業所も導入を検討してください。



eLTAXの詳細は
地方税共同機構のHPへ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

1月13日(水)の無料税務相談を中止します

急ぎで相談したいことがある場合、毎週火曜日13時～16時に近畿税理士会葛城支部で、無料税務相談を実施していますので、そちらを利用してください。

☎ 近畿税理士会葛城支部
（大和高田市西町1-50 葛城納税協会2階）
☎ 0745-22-5288
（火曜を除く平日10時～正午、13時～16時）



税のひとくちメモ ☎ 税務課（内線256、298）

【No.16】医療費控除の対象となる費用

- Q. 医療費控除の対象となるのはどのような費用ですか？
- A. 対象となるのは、主に治療目的の支出になります。本人分だけでなく、生計を一にする家族のために払った分も含めることができます。右に具体例を挙げていますので、参考にしてください。

○ 対象となるもの(例示)	✕ 対象とならないもの(例示)
医師、歯科医師への診療代、治療代	▼健康診断や人間ドックの費用(重大な疾患が発見された場合を除く)
入院した際の部屋代や食事代	▼インフルエンザの予防接種代金
治療のための医療品の購入費	▼差額ベッド代
電車代、バス代などの通院費用	▼健康食品やビタミン剤、栄養ドリンクの購入費
	▼通院のための自家用車のガソリン代、駐車代金
	▼タクシー代(公共交通を利用できない場合を除く)

※医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の作成が必要です。
※領収書は、5年間の保存が必要です。